

第3期

洞爺湖町地域福祉計画

～ 使いやすい・安心・つながい・人づくり ～

概要版



令和5年3月
洞爺湖町

1 計画策定の背景と目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会環境は大きく変化しており、家族や地域での支え合う力が弱くなっている現状があります。また、さまざまな地域課題がある中で住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

そのような中で、これまでの公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことの重要性が高まっています。

洞爺湖町においても同様の状況下の中、第2期地域福祉計画の中で、「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を目指し、地域福祉の推進をしてきました。

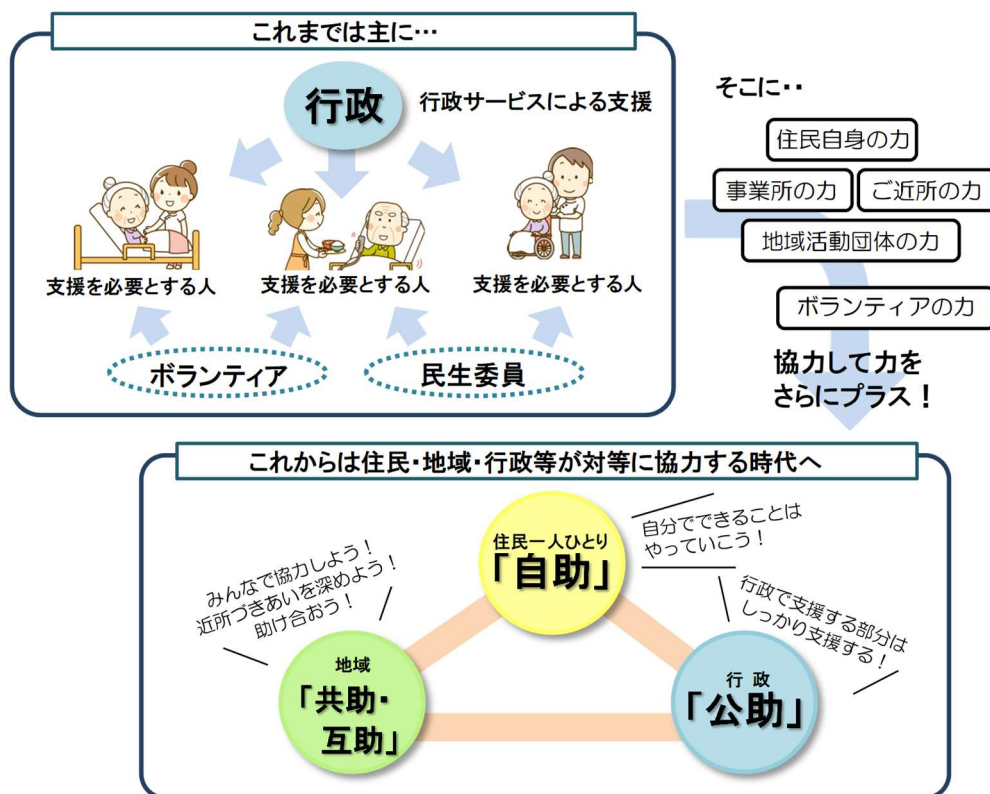
本計画は、前計画の理念を引き継いだうえで、住民及び地域・事業者・社会福祉協議会・行政が協力し地域福祉の更なる推進を目指します。

また、本計画には再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

地域福祉の考え方



自助とは・・・個人や家族による支え合い・助け合い

共助・互助とは・・・隣近所や友人、知人等による支え合い、助け合い。

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

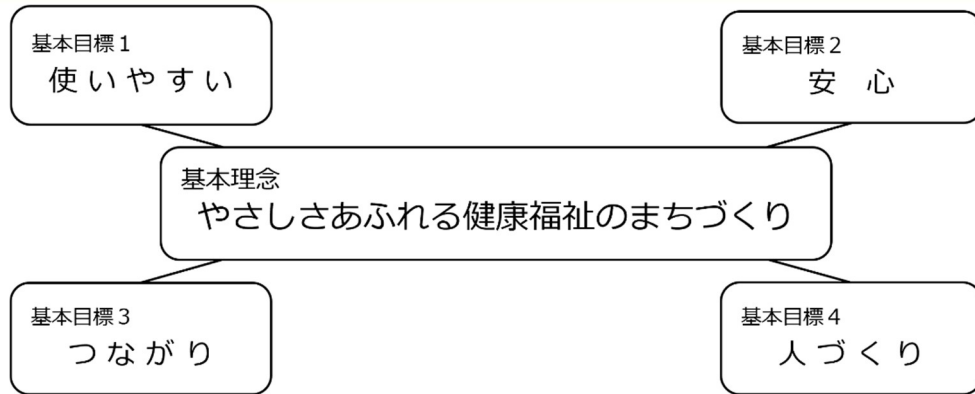
公助とは・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

3 基本理念

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画とも整合性を図ったうえで、基本理念を

「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」

と定め、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。



4 施策の展開

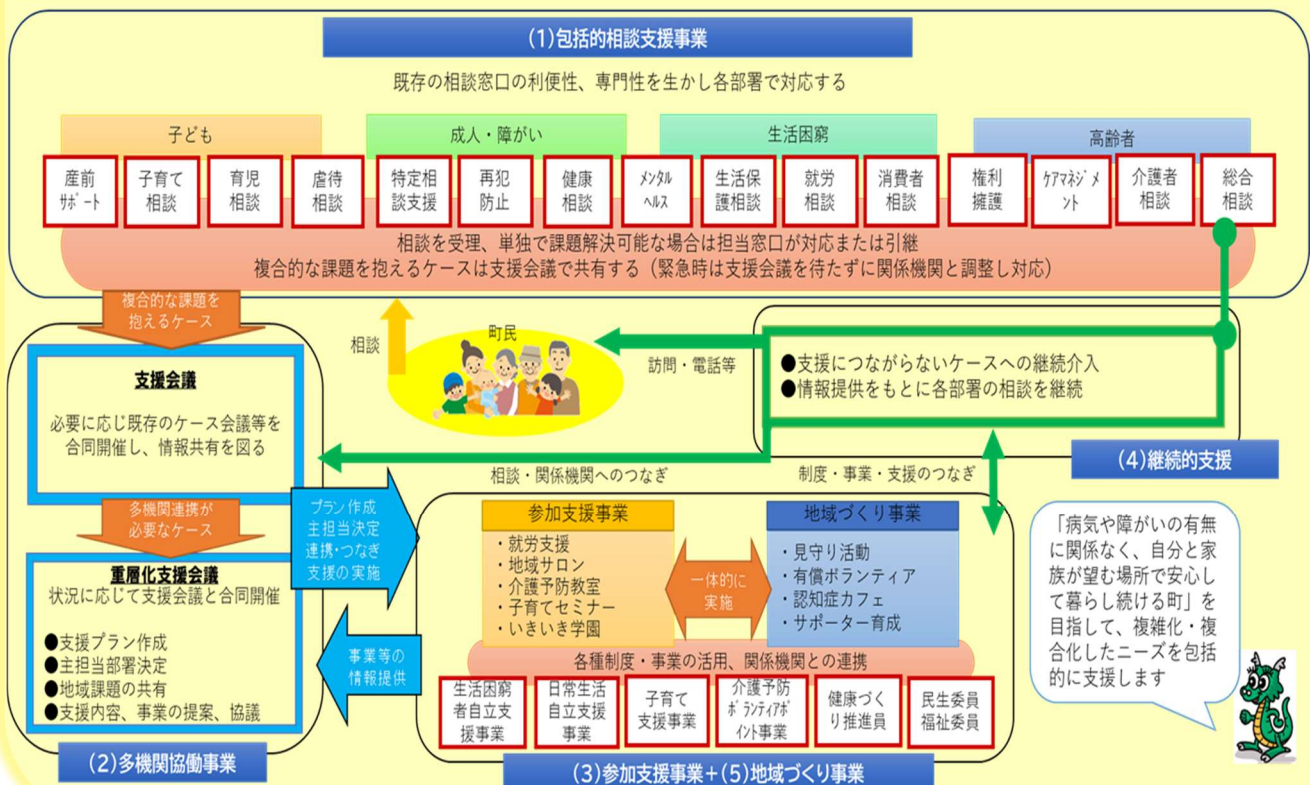
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり ～使いやすい～

1 サービスを利用しやすい環境づくり

取り組みの方向性

- ◆住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- ◆地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の整備を検討していきます。

洞爺湖町 重層的支援体制整備事業 展開イメージ(案)



主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●広報紙やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けましょう。 ●高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●地域の中で周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介しましょう。 ●地域の自治会長他役員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等が、福祉サービスや福祉活動に関する情報を伝えましょう。
行政の取り組み(公助)	●福祉に関する問い合わせや相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関や部署につなぐ総合的な相談支援体制を整備します。 ●広報紙やホームページ等の充実を図り、必要な情報や実情を地域の方に分かりやすく周知し、かつ的確に伝えていきます。

2 サービス向上の仕組みづくり

取り組みの方向性

- ◆誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。
- ◆生活福祉資金貸付事業や、生活困窮者自立支援事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。

主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。 ●虐待と思われるようなことに気づいたら、すぐに行政や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等に相談しましょう。 ●日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。 ●虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。 ●支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。
行政の取り組み(公助)	●「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。 ●生活困窮者自立支援を図るために、「自立相談支援事業の充実」「就労に関する支援」「住居の安定及び給付金の支給」「家計改善に関する助言」「生活福祉資金の活用」などを推進します。



基本目標2 安心して暮らせる環境づくり ～安心～

1 支え合える関係づくり

取り組みの方向性

- ◆身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。 ●地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●民生委員・児童委員など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行いましょう。 ●地域内で問題を発見したときの相談・連絡のための連絡網をつくりましょう。
行政の取り組み(公助)	●地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動の構築・強化に向けて関係団体を支援するとともに、情報提供や啓発活動を進めます。 ●民生委員・児童委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。

2 安心・安全を支える体制づくり

取り組みの方向性

- ◆子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。
- ◆平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、役場に連絡・相談しましょう。 ●住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。 ●災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●戸締りや不審者に気をつけるようお互いに声をかけ合いましょう。 ●学校や PTA などの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。 ●子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の避難行動要支援者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。
行政の取り組み(公助)	●住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。 ●避難行動要支援者の情報を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会や自治会などの関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。 ●講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。

基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり ～つながり～

1 住民がつながる場所づくり

取り組みの方向性

- ◆「地域のつながり」を大切に、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- ◆高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。 ●公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。 ●地域交流の場である「地域食堂」を積極的に活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●気軽に様々な住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。 ●若い世代や転入者と話す機会を増やし、受け入れやすい体制や雰囲気をつくりながら、地域への関心を高めましょう。 ●集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。 ●地域の高齢者と子どもを交えた行事等の開催や各種イベントを行うなどの世代間交流、また高齢者同士、親同士といった横のつながりの交流など、さまざまなふれあいの場をつくりましょう。
行政の取り組み(公助)	●若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。 ●各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、広報紙やホームページ等で提供します。 ●子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。 ●高齢者や子ども、親子、障がいのある人、一般の人など、誰もが集える居場所づくりとしての地域食堂を運用します。 ●公共施設の利用について、利用しやすいしくみづくりに取り組みます。

2 地域における連携の体制づくり

取り組みの方向性

- ◆住民や関係団体が連携し、可能な範囲で情報の共有を行える体制づくりを図ります。

主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。 ●ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。
行政の取り組み(公助)	●個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。 ●各地区の地域活動について情報提供を行います。

基本目標4 福祉を支える人づくり ～人づくり～

1 福祉意識向上の体制づくり

取り組みの方向性

- ◆性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に積極的に参加し理解を深めましょう。 ●広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、正しい知識を得ましょう。 ●家庭内で福祉について話し合う機会を持ちましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。 ●地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。
行政の取り組み(公助)	●地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。 ●学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。

2 みんなに出番のある地域づくり

取り組みの方向性

- ◆民生委員・児童委員や福祉の関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員・児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

主な取り組み

住民一人ひとりの取り組み(自助)	●民生委員・児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。 ●ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。 ●地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)	●民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の活動を通じて、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めましょう。 ●ボランティア等に参加しやすいような内容や、参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。 ●地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。
行政の取り組み(公助)	●民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。 ●広報紙やホームページ等を利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。

5 地方再犯防止推進計画

安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、「地方再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

【町として取り組む施策】

国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

【町としての具体的な取組】

- 就労の確保
- 住居の確保
- 高齢者又は障がい者等への支援等
- 再犯防止に関する啓発活動の推進
- 国から提供される情報の活用

- 国・地方協働による施策の推進
- 関係機関・団体との連携強化
- 情報共有体制の整備
- 保護司成り手の確保
- 保護司会の活動支援

6 計画の推進

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

※「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

第3期洞爺湖町地域福祉計画【概要版】



発行日: 令和5年3月
発行: 洞爺湖町役場 健康福祉課

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地
TEL 0142-74-3001 (直通) FAX 0142-74-2121

